

領域の異なる多職種連携による在宅医療・介護連携推進事業 事業者募集要項

1 募集概要

(1) 事業の目的

市民が、医療や介護が必要となっても、住み慣れた地域で最期まで自分らしい生活を送ることができるよう、浜松市内において、領域の異なる医療・介護・福祉関係者が主体的に連携することにより、地域包括ケアシステムの推進を目指すものです。

(2) 事業の実施方法

浜松市内の医療・介護サービス事業者等を対象に、領域の異なる医療・介護・福祉等の多職種連携を推進しようとする事業者を募集し、そのうち浜松市長が選定する事業者

に業務を委託します。

(3) 委託事業の内容

①事業内容

ア 領域の異なる医療・介護・福祉等の多職種を加えたメンバーで、上記1(1)に沿ったテーマ及び目標を設定し、活動する。

イ 活動メンバーで課題を抽出し、上記1(1)の実現を目指した任意のテーマ(目標)を設定するものとする。

②留意事項

ア 浜松市と連携しながら活動し、必要に応じて助言を受けること。

イ メンバー構成はテーマに沿った地域・領域を勘案し、同一法人に偏らないこと。

ウ 浜松市が開催する会議等において、成果報告や実践事例の発表を行うこと。

(4) 募集する事業者数

概ね4事業者(応募状況等により変更することがあります)

(5) 委託期間

令和5年7月15日(土)から令和6年3月31日(日)

※主たる活動は令和6年2月29日までに終了し、同年3月1日から31日は事業に関するまとめや報告書類作成等の期間にあてること。

2 応募資格

以下の(1)及び(2)の要件をいずれも満たすものとします。

(1) 浜松市内に活動拠点を設ける事業者のうち次に該当するもの

- ① 社会福祉法(昭和26年法律第4号)第22条に規定する社会福祉法人
- ② 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人
- ③ 医療法(昭和43年法律第205号)第6章に規定する医療法人
- ④ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)第2条に規定する一般社団法人及び一般財団法人
- ⑤ 会社法(平成17年法律第86号)第2条第1号に規定する会社
- ⑥ ①~⑤までのほか、浜松市長が認めた法人格を有する者

(2) 次のすべての要件を満たす者

- ① 上記1 (3) の事業内容を実施できること
- ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団及び代表者がその構成員またはそれらの利益となる活動を行うものでないこと

3 今後のスケジュール

日程	内容
令和5年6月12日(月) ～令和5年7月3日(月)	募集申込受付
令和5年7月上旬～中旬	事業者選定
令和5年7月15日(土)	業務委託契約・事業開始
令和6年2月29日(木)	主たる活動終了
令和6年3月31日(日)	業務完了(書類、成果物等の提出)

4 事業実施に基づく経費等について

(1) 委託対象経費

領域の異なる多職種連携による在宅医療・介護連携推進事業実施に要する次の経費
報償費(謝礼等)、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費等)、役務費(郵便料等)、
使用料(会場借上費等)

(2) 委託料上限額

1 事業者あたり 原則500千円

※審査により、申請された金額よりも決定額が低くなる場合があります。

(3) 委託料の支払い

委託料の支払いは、原則として業務委託完了後の精算払いとします。

5 応募手続

(1) 応募書類の提出

応募者は、所定の提出書類を作成のうえ、期日までにご提出ください。

- 提出書類：① 領域の異なる多職種連携による在宅医療・介護連携推進事業計画協議関係書(様式第1号)
② 事業計画書(様式第2号)
③ 収支予算書(様式第3号)

提出方法：郵送または持参

提出期間：令和5年6月12日(月)～令和5年7月3日(月) 17時(必着)

(2) 提出先(問合せ先)

〒430-8652

浜松市中区元城町103番地の2

担 当：浜松市健康福祉部高齢者福祉課 医療・介護連携推進グループ

TEL：053-457-2105 FAX：053-458-4885

メール：kourei@city.hamamatsu.shizuoka.jp

(3) 応募に関する留意事項

- ① 応募書類の作成費等、当該応募にかかる経費はすべて応募者の負担とします。
- ② 提出物については、審査結果にかかわらず返却はしません。
- ③ 経費については、令和5年7月15日（土）から令和6年3月31日（日）までにかかる金額をご記載ください。
- ④ 本事業において、同じメンバーによる活動や同じような内容の活動等に対する委託は継続して2年までを上限とします。ただし、本事業は毎年度の予算に基づき実施するものであり、また、提案内容を審査の上で委託する事業者を決定するものであるため、必ずしも2年間継続して委託することを約束するものではありません。

6 審査・決定に関する事項

(1) 審査・決定方法

提出された応募書類等について、①設定したテーマ(目標)、②多職種連携のメンバー体制、③具体的な事業内容、④予算内容の適正性等を審査し、予算の範囲内で事業者を決定します。

審査にあたり、事業計画内容について質問を行う場合がありますので、その際には説明をお願いします。

(2) 通知

審査結果（採択、不採択）については、令和5年6月下旬頃、応募者全員に文書にて送付します。

(3) 業務委託契約

採択決定後、委託契約を締結します。

(4) 事業者の義務（業務委託契約後）

領域の異なる多職種連携による在宅医療・介護連携推進事業業務委託契約書および仕様書に基づいて実施することとし、特に以下のことに注意してください。

① 事前承認

事業の内容を変更する場合には、軽微な変更を除き、事前に浜松市長の承認が必要です。

② 調査および指導等

浜松市長は必要があるときは、報告させたり、調査および指導を行うことがあります。

③ 実績報告

活動の内容が分かる活動状況報告書を毎月提出してください。また、事業終了後、速やかに実績報告書等を提出してください。

④ 証拠書類の保存

経費等の証拠書類は整理し、契約終了後5年間保存する必要があります。

⑤ 成果の発表

事業の成果については、業務委託完了後もその取り組みや成果を発表していただくことがあります。